

令和4年 滑川町農業委員会 第3回総会 議事録

召集月日	令和4年3月18日(金)				
開 会	令和4年3月25日(金) 午前9時30分				
閉 会	令和4年3月25日(金) 午前10時10分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 8名出席、 1名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	欠席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	13番	金井 茂	14番	井上 富子	

第 3 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 13 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 14 号	農地法第 4 条制限除外について
日程第 4	議案第 15 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。定刻少し前ですけれども、皆様、お集まりの様ですので、令和4年、第3回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思えます。欠席者の報告です。農業委員さんの方は、欠席者はございません。農地利用最適化推進委員さんですけれども、〇〇〇地区の□□□委員さんから欠席届が出されておりますので、ご報告させて頂きます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第3回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございました。この第3回をもって1年間が終わるわけですが、この1年を通してみると、新型コロナの影響で研修会等も出来ず、全体で皆さんと親睦を深める機会も無かったのですが、新型コロナも3年目になり、蔓延防止も解かれましたので、来年度は何らかの形で事務局と皆さんとご相談しながら、近場で何か研修会などを出来ればやってみたいと思えます。その節は、皆さんのご意見、またご協力を宜しくお願い致します。桜の花も東京では20日に開花したようですが、22日になったら雪が降ってきてしまって、その前には夏日の様な気候が続いていましたのに、気温差が激しく、色々な作業や、日常生活を行う上で、健康には十分に気を付けて行動して頂ければと思えます。それから、前農業委員でありました〇〇〇の□□□様が、2月26日に梨の剪定をして、その剪定する作業車を運んでいる途中で倒れてしまい、亡くなられました。□□□さんは、ちょうど×××歳で、〇〇〇に×××歳まで勤めていましたが、お父様がまだ元気なうちに果樹園を担っていきたいという事で、認定農業者としても大変ご活躍されました。おそらく皆さんも、□□□さんの経歴はご存じかと思えますが、滑川町でも問題になっており、全国的にも騒がれている待機児童という問題に、□□□様は一早く待機児童解消という事で、果樹園をしながら保育園も設立し、色々と多方面に活躍されておりました。また

奥様のご実家が、私も住んでいる〇〇〇で、身近にいた人にそういったご不幸があったという事で、大変悲しんでおりますが、□□様のご冥福をお祈り致します。それから、3月18日に人事異動の発表がありまして、5年間お世話になった鯨井さんが建設課の方に異動になりました。鯨井さんには5年間、大変お世話になりました。ありがとうございます。そして有賀さんも環境課の方に異動という事で、農業委員会の事務局で2人が移動となりましたが、その後に、今まで産業振興課の副課長で土地改良担当の福島さんが、事務局次長という事で、こちらに来る事になりました。それから、もう一人、前回の農業委員さんをご存じかと思いますが、以前、農業委員会事務局にいらっしゃった建設課の菅野さんが、こちらに異動になりました。4月1日からは、福島さん、菅野さんの職員2人態勢でやっていきますので、皆さんのご協力とご指導を宜しくお願い致します。また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。それでは総会を始めさせて頂きたいと思えます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思えますので、宜しくお願い致します。

議長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせて頂きます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和4年滑川町農業委員会第3回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号13番の金井委員さん、議席番号14番の井上委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第13号「農地法第5条について」を、議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より議案第13号「農地法第5条(知事)について」をご説明いたします。今月の申請件数は2件、2,126㎡の転用申請が審査対象となります。番号1、こちらから説明、朗読させて頂きます。議案書は1頁、図面は議案第13号資料1-①から②と記載されているものを、お手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は、比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、108㎡。同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、27㎡。合計2筆、135㎡になります。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、2名となっております。1人目が、〇〇〇×××番×××の地権者で、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。2人目が、〇〇〇×××番×××の地権者で、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、現在の住宅敷地を拡張し、駐車場として利用する為、転用したいというものです。なお、隣接する住

宅敷地となる宅地部分は〇〇〇×××番×××で、318.1㎡です。
一体利用した場合の総事業面積は453.1㎡となる予定です。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

1 番 はい。4班、班長の1番の神田です。3月19日、土曜日、朝8時より、農業委員5名、推進委員2名の計7名で現地調査を行いました。詳細につきましては、地元委員であります金井委員さんにご報告をお願い致します。

13 番 はい、4班、13番の金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査報告をさせて頂きます。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向い、〇〇〇の信号を右折し、〇〇〇の手前を右折し、×××m程進んだ右側になります。申請者は、申請地の隣にお住いの□□□さんです。申請内容としては、申請地を譲り受け駐車場として転用したいとの事です。申請の理由としては、現在、隣の敷地に住宅を新築し、家族4人で生活しているが、敷地いっぱい建てられている為、駐車スペースが狭く、玄関アプローチに無理に駐車している為、町道に飛び出してしまい、来客時には、町道に路上駐車になってしまうとの事です。そこで、駐車スペースを確保したく、西側に空き地があり所有者に相談した所、譲って頂ける承諾を得られた為、申請したとの事です。調査した結果、対象地は休耕中の畑2筆で、南側と東側は住宅で、西側と北側は町道です。面積的にも畑として利用するには、少し狭いものと思われます。添付書類として、土地利用計画図、資金調達計画書、工事見積書、土地売買契約書、現在状況の資料、及び関係者の委任状などがあります。審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。他に。

推進委員 〇〇〇地区、推進委員、□□□です。この申請地は、〇〇〇で農地の集積よりも、宅地化が進んでおり、周辺農地への影響も現在のところ無いと思われます。また、この農地は周囲が宅地と道

路に囲まれていて、一方は申請者の宅地とも接しています。この事から、申請者が拡張して、駐車場として利用するのは最適だと思われま。本申請に関する意見は以上になります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

5 番 はい。5番、高柳です。事務局から説明があったかもしれませんが、聞き逃してしまったので確認をしたい。申請地と既存の宅地は、合わせてだいたい何㎡ですか。事務局が説明した様な気がしたのですが、聞きそびれました。

事 務 局 はい。まず、既存の宅地部分になりますが、こちらが議案書にも記載されている通りになります 318.1㎡。今回、駐車場として転用する部分が 135㎡。こちらを足し 453.1㎡が、一体利用した場合の面積という形になります。宜しくお願い致します。

議 長 宜しいですか。

5 番 はい。500㎡未満なので問題ないと思います。ありがとうございます。

議 長 他には。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 13 号番号 1 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で番号 1 を終ります。

議 長 続いて、番号 2 の説明を事務局よりお願い致します。

事 務 局 続きまして番号 2 を説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく 1 頁、図面は議案第 13 号資料 2 - ①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地

域内の農地、860 m²。同じく×××番×××、畑、農振区域内の農地、1,131 m²。合計2筆、1,991 m²が対象となっております。農地の区分は、10ha未滿の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は2名となっております、1人目が、〇〇〇×××番×××の地権者の方で〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。2人目が、〇〇〇×××番×××の地権者の方で〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、東京都〇〇〇×××丁目×××番×××号〇〇〇、□□□株式会社、代表取締役、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、太陽光発電施設を建設する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

8 番 はい。3班、班長、8番の西澤です。3月20日、午前8時より、農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調査を行いました。詳細につきましても、私が担当委員でありますので、引き続き説明させていただきます。場所ですが〇〇〇の信号を〇〇〇方面に向かい、最初の信号を越え更に進み、右側に〇〇〇手前、×××mくらいの所を左折し、×××m程進んだ左側になります。こちらに理由書がありますので、読ませて頂きます。土地選定理由、太陽光パネルの設置に対して広大で周辺に建造物が少ない場所が望ましく、太陽光を吸収するのに支障となる所は選定が出来ない為、今回申請した申請地は、周囲に太陽光を遮るところも少なくパネル設置に適した場所であると考え、土地の選定を致しました。滑川町及びその周辺で太陽光発電施設の設置を検討し、面積や土地の形状等、太陽光発電に適した候補地を選定・交渉を行い、地権者との条件不一致や、土地形状による経済産業省の許可が取れない等の理由により諦めました。尚、市街化区域や農地以外の土地についての近くで確保できないか検討してみましたが、中々、条

件の合う場所が無く、そんな折、当該申請地のお話を頂きましたので、またと無いチャンスと考えており、このチャンスを生かし、事業を遂行させたいと考えております。以上が理由書になります。□□□氏、□□□氏の所有する農地を□□□株式会社が購入し、所有権を移転し、太陽光発電事業を行う為の5条申請です。面積ですが事務局から説明がありました通り2筆で1,991㎡です。申請書に建設計画書、資金計画書が添付されており、建設計画、資金計画は明確に示されております。雨水につきましては、周囲をマウントアップにより、近隣への流出を防ぎ、敷地内での処理となっております。周辺に被害が生じた時は、□□□氏が責任を持って対応する事となっております。周辺は北側が今回の譲渡人と同じ所有者の畑で、その他は道路に囲まれており、周辺農地への影響は無いものと考えられております。また、道路からの侵入が法面となっておりますので、機材の搬入や維持、管理につきまして周りに被害や迷惑が起こらない様に再度事務局に施工計画の確認をとって頂きたいと思っております。調査の結果、今回の転用申請は、やむを得ないと思っております。

議 長 はい。ありがとうございました。

推進委員 はい。○○○地区、推進委員の□□□です。○○○地区担当の□□□さんが欠席の為、代理で報告させていただきます。先程、西澤委員さんが述べられた事と同じような内容になりますが、報告させていただきます。申請地は、盛土・切土無しで、太陽光パネルを設置するそうです。雨水は宅内自然浸透式で行い、マウントアップで雨水流出を防ぐそうです。周辺農地については、耕作農地もあり、太陽光発電設備は注意すべきと考えますが、隣地は自己所有の畑と道路で周辺の農地に与える影響は、ほとんど無いと考えられます。本申請に関する意見は、以上になります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。他には。

8 番 はい。8番、西澤です。すみません。補足をさせていただきます。

□□□氏、□□□氏も共に高齢である為、農業を今後、維持管理

していく事は難しく、ご家族につきましても農業等をやられておりませんので、この申請はやむを得ないものと思います。以上になります。

議 長 はい。ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いします。

5 番 はい。5番、高柳です。この辺は山林が多いと思いますが、日照、日当たりはどうなのでしょう。現地調査した方、お願いします。

12 番 はい。12番、宮島です。現地調査をしたので私から。ここは、丁度、山の頂上なものですから、私達が行った時は、日照の方は、100%近く太陽が当たるような場所です。山ではありますが頂上ですので、ほとんど問題はありません。西の方にちょっと檜の木があったのですが、それについては、隣の人承諾を得て、切る様に言っていたので、100%近く日の当たる土地です。

議 長 他には。それでは、無いようですので、申請の通り許可相当とする事に賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第13号番号2については許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で番号2を終わります。議案第13号は以上になります。

議 長 日程第3、議案第14号「農地法第4条制限除外について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局より議案第14号「農地法第4条制限除外について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、111.68㎡の転用申請が審査対象となります。申請番号1を説明、朗読させて頂きます。議案書は2頁、図面は議案第14号資料1-①から②をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号1、対象地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、畑、

農振地域内の農地、登記簿面積 1,209 m²のうち 12.96 m²、2か所目が×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、登記簿面積 817 m²のうち 18.72 m²。3か所目が×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、登記簿面積 704 m²のうち 80 m²。合計 3筆、合計面積 111.68 m²になります。申請人ですが、〇〇〇町大字〇〇〇××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、既存の農業用機材・資材置場の未手続が判明したが、農業経営に必要な施設であるため継続利用を認めて頂きたいという、追認を求める内容となっております。備考ですが、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に該当する案件で、2a 未満の農業用施設として届出がされたものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんをお願い致します。

7 番 2班班長、7番の贅田です。調査日は3月19日土曜日、9時より、2班の農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で申請者立ち合いのもと、現地調査を行いました。詳細については、私が担当委員でございますので、引き続き説明させていただきます。場所は、〇〇〇の前の県道×××号線を北に向かいまして×××m程進んだ所を右折して、町道×××号線を×××m程行った右側にあります。〇〇〇の入口になります。申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、×××番×××、×××番×××の畑の一部で3ヶ所の合計が 111.68 m²でございます。申請人の□□□さんの耕作面積は、田が 13,793 m²、畑が 9,664.32 m²で水稻の他、滑川農産物直売所で果樹、苗木、野菜、切り花等を出荷しており、認定農業者として頑張っておられます。今回の申請は既に利用している農業用物置について未手続が判明した為、追認して頂きたいという事でございます。申請理由を簡単に読み上げさせていただきます。私は現在、〇〇〇×××番地×××に住んでおり、水稻、果樹、苗木を育てる農家を営んでおります。元々は土木関係の会社に勤めており、平成 23 年頃から農業を主として行う様になりま

した。それに伴って、少しずつ農業用の機械や、資材を購入し、少しでも農作業が有効にできるように、試行錯誤してきました。以前の経験から、それらに必要な簡単な施設等は、自分で建設できた為、自身の農業規模を拡大する度に、必要に応じて施設を増やして経営をしてきました。そういった中で、たまたま知人から農地の取得について相談を受け、農地法による手続きが必要という事で、農業委員会に相談した所、農業用施設であっても、農地に建設する場合には、手続きが必要だった事を初めて知りました。その為、事後の届出となってしまう、大変申し訳無いのですが、改めて、届出をさせていただきます。自宅敷地内では、添付の資料の通り、農業用施設の増築が出来なかった事、また、農作業用の利便性の観点から、それぞれの作業しやすい場所において、農業用施設を建設してしまいました。これらの施設は今後も農業を続けていく上でどうしても必要なものになりますので、認めて頂きますようお願い申し上げます。といった内容です。申請者居宅敷地内及び周囲状況は、倉庫もありますが、家族が利用する荷物置場や乾燥機等が保管されています。また、敷地内のスペースは、自家用車の置場にさかれておりまして、作業上、使いやすい場所に資材を置くことができません。申請の農業用施設は、各境界杭と建物の距離、高さが適当であることを確認できました。申請地は既存の農業用資材置場で、新たな工事等は発生しない為、周辺農地への影響は無いと思いますが、万が一、被害が生じた場合は、責任を持って対処するという事であります。この案件ですが、特に問題の無く、適当であると考えます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇の推進委員、□□□です。対象の建物は、申請人の農作業に必要なものが収納されていて、農作業を継続する上では、必要なものである事がわかりました。建物は、耕作地の中にあり、新たな工事が発生しないので、周辺農地への影響はないものと思います。以上で、私の意見と致します。

議 長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、挙手をお願い致します。

5 番 すみません。5番、高柳です。2a 未満の農業用施設の様ですので、問題無いと思いますが、参考の為に聞きします。現地調査した方をお願いします。いつ頃建てたものか、基礎や土間はコンクリートがあるのですか。その辺の所を少し説明して下さい。

7 番 はい。7番、贅田です。建てた時期は、申請人が勤めを辞めて農業を主として行うようになった頃、平成 23 年以降だと思いますが、詳しい時期は聞いておりませんでした。それから、コンクリートはありません。パイプを打ち込んだ屋根がある簡易施設です。

5 番 はい。わかりました。ありがとうございました。

議 長 他には。宜しいですか。それでは無いようですので、申請内容を承認し受理する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 14 号番号 1 について、承認、受理と決定致します。以上で番号 1 を終ります。日程第 3 議案第 14 号は以上になります。

議 長 日程第 4、議案第 15 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第 15 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」をご説明致します。議案書の 3 頁、議案第 15 号資料と記載されているものをお手元にご用意下さい。今月の届出案件は 1 件、1,729 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせて頂きます。番号 1 ですが、所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、290 m²。外 4 筆、畑等合計 1,729 m²になります。位置については、議案第 15 号資料

1-①をご確認ください。届出者ですが、〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。説明は以上になります。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは、議案第15号の質疑を終了致します。日程第4は以上となります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和4年第3回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局長 北堀会長議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。神田職務代理より閉会のご挨拶の方をお願い致します。

職務代理 お忙しい中、ご出席頂き、慎重審議をありがとうございました。これを持ちまして令和4年第3回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年4月25日

議 長 北堀 高茂

署名委員 金井 茂

署名委員 井上 富子